

島根県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱

制 定 令和2年3月5日付け農園第936号
一部改正 令和4年12月12日付け産支第659号

(趣旨)

第1条 島根県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、関係法令等に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「関係法令等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農產第3506号農林水產事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）
- (2) 補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）
- (3) 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（令和4年4月1日付け3新食第2088号農林水產省總括審議官（新事業・食品産業）、3農產第2897号農林水產省農產局長、3畜產第1991農林水產省畜產局長通知。国交付等要綱の別記2の別紙1Ⅱ(5)の規定による準用）

(補助の目的及び対象者)

第3条 地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組みや園芸作物等の生産基盤の強化を図るための取組みを総合的に支援することを目的として、国交付等要綱別表2に掲げる事業に要する経費について、予算の範囲内で市町村又は島根県農業協同組合（ただし、知事が承認した島根県農業再生協議会長が定める産地パワーアップ計画の事業に限る）に補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 規則第4条の規定による申請書は様式第1号のとおりとする。

2 市町村又は島根県農業協同組合（以下「市町村等」という。）は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

(変更等の承認)

第6条 規則第9条第1項の規定による申請書は、様式第2号によるものとする。ただし、別表の重要な変更の欄に掲げるもの以外の軽微な変更については、この限りでない。

2 規則第9条第2項の規定による報告書は、様式第3号によるものとする。

(概算払請求)

第7条 補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとするとき、基金事業にあっては国交付等要綱の別紙様式第14号による概算払請求書を、整備事業にあっては様式第4号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第8条 補助事業者は、交付決定があった年度の12月31日現在において、様式第5号により事業の遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月15日までに提出しなければならない。ただし、前条の概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができる。

2 知事は、前項に定める時期のほか、補助事業の円滑適正な執行を図るため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第9条 規則第10条に規定する実績報告は様式第6号によるものとし、提出の時期は、事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までとする。

2 第5条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした市町村等は、前項の実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第5条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした市町村等は、第1項の実績報告を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第7号により速やかに報告するとともに、知事の命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月15日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(財産の処分の制限)

第10条 規則第13条第1項第4号に規定する財産は、1件の取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

(書類の提出部数及び経由機関)

第11条 規則及びこの要綱により知事に提出する書類の部数は1部とし、市町村について

は所管する隱岐支庁又は農林水産振興センターを経由して提出するものとする。

(帳簿及び証拠書類)

第 12 条 補助事業者は補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類又は証拠物（以下「帳簿等」という。）を備え、事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産については、国交付等要綱第 24 第 2 項に定める処分制限期間中、帳簿等に加え、様式第 8 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

2 補助事業者（市町村に限る）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、様式第 9 号による補助金調書を作成しておかなければならぬ。

(交付条件の付記)

第 13 条 補助事業者は、取組主体（国交付等要綱別表の取組主体の欄に定める者のうち都道府県及び市町村を除く者。以下同じ）に補助金を交付するときは、この要綱の第 6 条から第 12 条までの規定に準ずる条件のほか、次に掲げる条件を付さなければならぬ。

- (1)取組主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (2)取組主体は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、国交付等要綱に規定する別記様式第 2 号により申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 3 月 5 日から施行する。
- 2 この要綱の制定に伴い、島根県産地パワーアップ事業費補助金交付要綱（平成 28 年 5 月 16 日付け農園第 195 号）は廃止する。
- 3 2 による廃止前の島根県産地パワーアップ事業費補助金交付要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 12 日から施行する。

別表（第4条関係）

経 費	補 助 率	重要な変更	
		経費の配分の変更	事業の内容の変更
I 基金事業 1 収益性向上対策 (1) 生産支援事業 ア 農業機械等の導入及びリース導入 国交付等要綱に基づいて行う事業の実施に要する経費 イ 生産資材の導入等 国交付等要綱に基づいて行う事業の実施に要する経費	I 基金事業 1 収益性向上対策 (1) 生産支援事業 アの事業 導入する農業機械等の本体価格の 1／2 以内 イの事業 1／2 以内 (ただし、農林水産省食料産業局長、生産局長又は政策統括官(以下「生産局長等」という。)が別に定める場合にあっては、生産局長等が別に定める率又は額以内)	1 経費の欄に掲げる I と II の相互間における経費の増減 2 補助率が異なる経費ごとの相互間における経費の増減 3 経費の欄に掲げる II 整備事業の 1 と 2 のそれぞれの(1)と(2)の相互間における経費の増減	1 取組主体の変更 2 事業の新設、中止又は廃止。ただし、実施事業数が増加する場合は、成果目標の上方修正を伴うものとする。 3 経費の欄に掲げる I と II のそれぞれの事業費の 30 %を超える増又は補助金の増 4 経費の欄に掲げる I と II のそれぞれの事業費又は補助金の 30 %を超える減
(2) 効果増進事業 国交付等要綱に基づいて行う事業の実施に要する経費	(2) 効果増進事業 定額 (1／2相当)		5 経費の欄に掲げる II 整備事業の 1 又は 2 について、(1)と(2)のそれぞれの事業費の 30 %を超える増又は補助金の増
2 生産基盤強化対策 (1) 農業用ハウスの再整備・改修 (2) 果樹園・茶園の再整備・改修 (3) 農業機械の再整備・改良 (4) 生産装置の継承・強化に向けた取組 ア 産地における継承・強化体制の構築 イ 生産装置の継承ニーズの把握及びマッチング ウ 円滑な継承のための生産装置の維持・管理	2 生産基盤強化対策 (1) 及び(3)の事業 1／2 以内 (2)の事業 1／2 以内 (生産局長等が別に定める場合にあっては、生産局長等が別に定める額以内) (4) 及び(5)の事業 定額 (生産局長等が別に定める場合にあ		6 経費の欄に掲げる II 整備事業の 1 又は 2 について、(1)と(2)のそれぞれの事業費

(5)生産技術の継承、普及に向けた取組 ア 栽培管理・労務管理等の技術実証 イ 新規継承・普及のための研修等による人材育成 ウ 農業機械の安全取扱技術の向上支援 (6)全国的な土づくりの展開	っては、生産局長等が別に定める率又は額以内) (6)の事業 定額（ただし、生産局長等が別に定める単価に実施面積を乗じた額を上限）		又は補助金の 30%を超える減
3 整備事業 国交付等要綱に基づいて行う事業の実施に要する経費			
II 整備事業 1 収益性向上対策 (1)整備事業費 国交付等要綱に基づいて行う事業の実施に要する経費	II 整備事業（I の 3 の事業を含む。） 1 収益性向上対策 (1)の事業 1／2 以内（ただし、生産局長等が別に定める場合にあっては、生産局長等が別に定める率又は額以内）		
(2)附帯事務費	(2)の事業 1／2 以内		
2 生産基盤強化対策 (1)整備事業費 国交付等要綱に基づいて行う事業の実施に要する経費 (2)附帯事務費	2 生産基盤強化対策 (1)整備事業費 1／2 以内 (2)附帯事務費 1／2 以内		